

大阪府視聴覚ライブラリーの運営体制

担当課：教育委員会事務局 市町村教育室地域教育振興課

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 大阪府視聴覚ライブラリーでは、学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、府内に所在する団体（学校や社会教育関係団体、企業等）に対し、研修や上映会に使用できる視聴覚教材及び機材の貸出を行っている。</p> <p>(1) 所在地 府立中央図書館内（東大阪市）</p> <p>(2) 貸出物 ア 視聴覚教材 （16ミリフィルム、ビデオテープ、DVD、スライド） イ 機材 （フィルム映写機、スクリーン、ビデオプロジェクター）</p> <p>2 ライブラリーは、教育委員会事務局市町村教育室地域教育振興課が所管しており、教材等の購入は同課で行っている。 一方、教材や機材の現物は、中央図書館にあり、これらの貸出・案内や日常の管理は、中央図書館が行っている。（業務は、図書館から業者に委託） また、同ライブラリーの教材検索システムは、中央図書館に設置されている。</p> <p>3 ライブラリーの教材等の備品出納簿での計上先は、市町村教育室（地域教育振興課）となっている。 このため、業務の責任者（市町村教育室長）、財務規則上の物品取扱責任者（市町村教育室の担当主査）及び業務の担当者はいずれも教材等の保管場所である中央図書館から離れた場所に所在している。</p>	<p>1 現在所有している教材（約4,500点）について、備品出納簿と合致していないものがある。 地域教育振興課の担当者（1名）が業務の合間に中央図書館に出向いて照合作業を行っているが、年間300点程度の進捗状況にとどまっている（現在700点程度が確認済み）。</p> <p>2 視聴覚教材の照合作業や教材検索システムのサーバー点検作業の立会等のため、本課から現地にその都度、出張している。</p>	<p>本課と中央図書館で業務を分担しており、備品の照合確認が進捗していないなど非効率な業務遂行となっている。 備品の照合確認やシステムの点検作業に係る本課からの現地出張の削減など、効率的かつ速やかに業務が行われるよう実施体制や業務分担の見直しについて、検討する必要がある。</p>
事務事業を所管する教育委員会事務局の見解		
<p style="text-align: center;">視聴覚教材の照合作業を進め、次年度当初から中央図書館へ移管ができるよう検討する。</p>		
委員意見		
<p>業務の実施体制や業務分担について、視聴覚ライブラリーの中央図書館への移管に向けて早急に検討を進め、効率的に業務を実施されたい。</p>		
措置の内容		
<p>備品管理に係る事務の効率化を図るため、視聴覚ライブラリーの業務の実施体制について見直しを行い、視聴覚教材及び機材の貸出し及び管理業務を平成28年度から中央図書館の業務として実施することとした。また、それに伴い視聴覚教材（4,435件）について、備品台帳と照合の上、平成28年2月に中央図書館へ移管するとともに、今後地域教育振興課が収集した視聴覚教材についても速やかに中央図書館へ移管することとした。</p>		